

# 福井県報

第 350 号  
令和 7 年  
5 月 20 日(火)  
火曜日発行

## — 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

### 規 則

- ※住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則(40・市町協働課)……………2
- ※都市計画法施行細則の一部を改正する規則(41・都市計画課)……………7

### 告 示

- 令和7年度地籍調査事業計画(281・農村振興課)……………12
- 保安林の指定の予定(282、283・森づくり課)……………12
- 保安林の指定施業要件の変更の予定(284・同)……………12

### 公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(2件・広報広聴課)……………13
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(財産活用課)……………13
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(2件・DX推進課)……………14
- 令和7年度登録販売者試験の実施(医薬食品・衛生課)……………14
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(3件・県立病院)……………15
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の廃止の届出(商業・市場開拓課)……………16
- 土地改良区の役員の退任(坂井農林総合事務所)……………16
- 土地改良区の役員の就任(同)……………17
- 土地改良区の役員の退任(嶺南振興局)……………17
- 土地改良区の役員の就任(同)……………17
- 基本測量の終了(2件・土木管理課)……………18
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(道路保全課)……………18

### 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(58)……………18

- 政治団体の設立の届出に係る名称等の公表の訂正(59)……………20
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(60)……………20
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出の公表の訂正(61)……………20
- 政治団体の解散の届出(62)……………20
- 資金管理団体の指定の届出(63)……………21
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(64)……………21

### 公立大学法人福井県立大学公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(2件)……………21

# 規 則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第40号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年福井県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>（本人確認情報確認書等）</p> <p>第5条 法第30条の32第2項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。以下同じ。）本文の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 自己に係る<u>本人確認情報</u>が存在する場合 <u>本人確認情報確認書</u>（様式第2号）</p> <p>(2) 自己に係る<u>附票本人確認情報</u>が存在する場合 <u>附票本人確認情報確認書</u>（様式第2号の2）</p> <p>(3) （略）</p> <p>（本人確認情報等訂正等の申出に係る調査結果通知書）</p> <p>第10条 法第30条の35の規定による知事の調査結果の通知は、<u>本人確認情報等訂正等の申出に係る調査結果通知書</u>（様式第6号）によりするものとする。</p> <p>。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1～6 （略）</td> <td style="width: 50%;">（略）</td> </tr> <tr> <td>7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務</td> <td>1・2 （略） 3 給付を受ける権利を有する者または給付の額の加算の原因となる者の生存の事実または氏名、<u>氏名の振り仮名</u>もしくは住所の確認</td> </tr> <tr> <td>8～11 （略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>別表第2（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 条例別表第2教育委員会の項の規</td> <td style="width: 50%;">福井県奨学育英資金貸付基金条例（昭和45年福井県条例第3号）第1条の資金の貸付けを受けた者</td> </tr> </table>	1～6 （略）	（略）	7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務	1・2 （略） 3 給付を受ける権利を有する者または給付の額の加算の原因となる者の生存の事実または氏名、 <u>氏名の振り仮名</u> もしくは住所の確認	8～11 （略）	（略）	1 条例別表第2教育委員会の項の規	福井県奨学育英資金貸付基金条例（昭和45年福井県条例第3号）第1条の資金の貸付けを受けた者	<p>（本人確認情報等確認書等）</p> <p>第5条 法第30条の32第2項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。以下同じ。）本文の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 自己に係る<u>本人確認情報等</u>が存在する場合 <u>本人確認情報等確認書</u>（様式第2号）</p> <p>(2) （略）</p> <p>（本人確認情報等訂正等の申出に係る調査結果通知書）</p> <p>第10条 法第30条の35の規定による知事の調査結果の通知は、<u>本人確認情報等訂正等に係る調査結果通知書</u>（様式第6号）によりするものとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1～6 （略）</td> <td style="width: 50%;">（略）</td> </tr> <tr> <td>7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務</td> <td>1・2 （略） 3 給付を受ける権利を有する者または給付の額の加算の原因となる者の生存の事実または氏名もしくは住所の確認</td> </tr> <tr> <td>8～11 （略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>別表第2（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 条例別表第2教育委員会の項の規</td> <td style="width: 50%;">福井県奨学育英資金貸付基金条例（昭和45年福井県条例第3号）第1条の資金の貸付けを受けた者</td> </tr> </table>	1～6 （略）	（略）	7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務	1・2 （略） 3 給付を受ける権利を有する者または給付の額の加算の原因となる者の生存の事実または氏名もしくは住所の確認	8～11 （略）	（略）	1 条例別表第2教育委員会の項の規	福井県奨学育英資金貸付基金条例（昭和45年福井県条例第3号）第1条の資金の貸付けを受けた者
1～6 （略）	（略）																
7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務	1・2 （略） 3 給付を受ける権利を有する者または給付の額の加算の原因となる者の生存の事実または氏名、 <u>氏名の振り仮名</u> もしくは住所の確認																
8～11 （略）	（略）																
1 条例別表第2教育委員会の項の規	福井県奨学育英資金貸付基金条例（昭和45年福井県条例第3号）第1条の資金の貸付けを受けた者																
1～6 （略）	（略）																
7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務	1・2 （略） 3 給付を受ける権利を有する者または給付の額の加算の原因となる者の生存の事実または氏名もしくは住所の確認																
8～11 （略）	（略）																
1 条例別表第2教育委員会の項の規	福井県奨学育英資金貸付基金条例（昭和45年福井県条例第3号）第1条の資金の貸付けを受けた者																

則で定める事務	もしくはその連帯保証人もしくは保証人またはこれらの者の相続人の生存の事実または氏名、 <u>氏名の振り仮名</u> もしくは住所の確認	則で定める事務	もしくはその連帯保証人もしくは保証人またはこれらの者の相続人の生存の事実または氏名もしくは住所の確認
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)
3 条例別表第2公安委員会の項の規則で定める事務	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）第51条の4第4項の放置違反金の納付命令または同条第14項の放置違反金等の徴収に係る次に掲げる者（当該者が法人（当該法人が合併した場合は、合併後存続する法人または合併により設立された法人を含む。以下この項において同じ。）である場合はその役員または清算人とし、法人でない団体で代表者または管理人の定めがあるものである場合はその代表者もしくは管理人とする。）の生存の事実または氏名、<u>氏名の振り仮名</u>、住所もしくは生年月日の確認</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	3 条例別表第2公安委員会の項の規則で定める事務	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。）第51条の4第4項の放置違反金の納付命令または同条第14項の放置違反金等の徴収に係る次に掲げる者（当該者が法人（当該法人が合併した場合は、合併後存続する法人または合併により設立された法人を含む。以下この項において同じ。）である場合はその役員または清算人とし、法人でない団体で代表者または管理人の定めがあるものである場合はその代表者もしくは管理人とする。）の生存の事実または氏名、住所もしくは生年月日の確認</p> <p>(1)~(4) (略)</p>

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第5条関係)

本人確認情報確認書

あなたの本人確認情報は、以下のように記録されています。

最新

住民票コード	個人番号	生年月日	性別
氏名			
氏名の振り仮名			
旧氏			
旧氏の振り仮名			
住所			
区分・事由			
上記事由に対応する年月日			

住民票コード	個人番号	生年月日	性別
氏名			
氏名の振り仮名			
旧氏			
旧氏の振り仮名			
住所			
区分・事由			
上記事由に対応する年月日			

※個人番号は、年 月 日以前は設定されていません。

※住民票に旧氏の記載がない日本人住民の方または外国人住民の方の場合は、旧氏欄に【空欄】と表示されます。

※戸籍において氏または名の振り仮名の届出がされていない場合は、氏名の振り仮名欄に【氏空欄】または【名空欄】と表示されます。

年 月 日

福井県知事 印

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2（第5条関係）

附票本人確認情報確認書

あなたの附票本人確認情報は、以下のように記録されています。

最新

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					
氏名の振り仮名					
住所					
異動年月日					

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					
氏名の振り仮名					
住所					
異動年月日					

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					
氏名の振り仮名					
住所					
異動年月日					

※戸籍において氏または名の振り仮名の届出がされていない場合は、氏名の振り仮名欄に【氏空欄】または【名空欄】と表示されます。

年 月 日

福井県知事 印

附 則

この規則は、令和7年5月26日から施行する。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第41号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和45年福井県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可申請書の添付図書)</p> <p>第2条 省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為または住宅以外の建築物もしくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築もしくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）に係るもの<u>（第3項に規定する許可に係るものを除く。）</u>にあっては、第3号から第5号までに掲げる図書を除く。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第15条第2項の規定により同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる開発行為または同法第34条第2項の規定により同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされる開発行為に係る許可（第14条において「みなし許可」という。）の申請をする場合にあっては、前項に規定する書類に設計説明書（盛土規制法関係）（様式第3号の2）を添付しなければならない。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p>(工事現場における開発許可の表示)</p> <p>第14条 開発許可を受けた者は、法第36条第3項の公告があるまでの間は、当該工事現場の見やすい場所に、様式第11号の2<u>（みなし許可を受けた者にあっては様式第11号の3）</u>により表示をしなければならない。</p>	<p>(許可申請書の添付図書)</p> <p>第2条 省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為または住宅以外の建築物もしくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築もしくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）に係るものにあっては、第3号から第5号までに掲げる図書を除く。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>(工事現場における開発許可の表示)</p> <p>第14条 開発許可を受けた者は、法第36条第3項の公告があるまでの間は、当該工事現場の見やすい場所に、様式第11号の2により表示をしなければならない。</p>

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2（第2条関係）  
 設 計 説 明 書（盛土規制法関係）  
 宅地造成および特定盛土等に関する工事の概要

1	工事主の住所および氏名 (法人役員の住所および氏名)	( )			
2	設計者の住所および氏名				
3	工事施行者の住所および氏名				
4	土地の所在地および地番 (土地の代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)			
5	造成等を行う土地の面積	㎡			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当有・無			
10 工 事 の 概 要	(1) 盛土または切土の高さ	m			
	(2) 盛土または切土をする 土地の面積	㎡			
	(3) 盛土または切土の土量	盛土	㎡		
		切土	㎡		
	(4) 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	(5) 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				m	m
(6) 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			cm	m	
(7) 崖面の保護の方法					
(8) 崖面以外の地表面の 保護の方法					
(9) 工事中の危害防止 のための措置					
(10) その他の措置					

(1)	工事着手予定年月日	年 月 日
(2)	工事完了予定年月日	年 月 日
(3)	工 程 の 概 要	
11	そ の 他 必 要 な 事 項	

- 備考 1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項または第30条第1項の許可を受けたものとみなされる開発行為に係る許可の申請をする場合は、本用紙に記入のうえ添付すること。  
 2 1欄の工事主、2欄の設計者または3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称および代表者の氏名を記入すること。  
 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主の住所および氏名のほか、当該法人の役員の住所および氏名を記入すること。  
 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。  
 5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。  
 6 4欄は、土地の代表地点の緯度および経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。  
 7 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと（複数選択可）。  
 8 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。  
 9 11欄は、宅地造成または特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第11号の2の次に次の1様式を加える。

様式第11号の3（第14条関係）

都市計画法による開発許可済		
許可番号および年月日	第 号 年 月 日	
許可を受けた者の住所 および氏名		
工事施行者の住所 および氏名		
現場管理者の氏名		
施行区域に含まれる 地域の名称		
工事施行面積	平方メートル	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
盛土または切土の高さ	メートル	
盛土または切土をする 土地の面積	平方メートル	
盛土または切土の土量	盛土	立方メートル
	切土	立方メートル
工事に係る問合せを受ける ための工事関係者の連絡先		
許可担当の 県部局名称連絡先		

90センチメートル以上

70センチメートル以上

- (注) 1 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定によるみなし許可を受けた場合に使用する。  
 2 材質は、木材またはトタン板とし、白地に黒字書とする。  
 3 地上高50センチメートル以上の見やすい場所に表示すること。

附 則

この規則は、令和7年6月30日から施行する。

# 告 示

## 福井県告示第281号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、地籍調査に関する令和7年度における事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福井市	福井市の区域	令和7年4月 から令和8年 3月まで
大野市	大野市の区域	
あわら市	あわら市の区域	
坂井市	坂井市の区域	
永平寺町	永平寺町の区域	
美浜町	美浜町の区域	
若狭町	若狭町の区域	
高浜町	高浜町の区域	

## 福井県告示第282号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

- 保安林予定森林の所在場所  
福井市灯豊町40字瓦礫15、41字阻山谷115の1
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福井県告示第283号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

- 保安林予定森林の所在場所  
南条郡南越前町糠212字八幡壁21の1、26の1、31の1、32
  - 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福井県告示第284号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
大野市上大納35字春木谷3の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 上大納35字春木谷3の1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種  
 次のとおりとする。
- （「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量  
 福井県広報誌制作・配布業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
 福井県総務部知事公室広報広聴課  
 福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
 令和7年3月28日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所  
 株式会社福井新聞PRセンター  
 福井県福井市大和田2丁目801
- 5 随意契約に係る契約金額  
 56,951,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので

、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量  
 「朝だよ！ハピネスふくい」制作・放送委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
 福井県総務部知事公室広報広聴課  
 福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
 令和7年3月28日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所  
 福井放送株式会社  
 福井県福井市大和田2丁目510
- 5 随意契約に係る契約金額  
 50,582,180円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
 県庁舎総合管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
 福井県総務部財産活用課  
 福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日  
 令和7年3月24日
- 4 落札者の名称および住所  
 株式会社 アイビックス  
 福井県福井市下馬2丁目101番地

- 5 落札金額  
224,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和7年2月4日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月20日  
福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
テレワーク環境の提供および運用業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県未来創造部DX推進課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年3月28日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所  
株式会社江守情報  
福井県福井市順化1丁目24-38

- 5 落札金額
- (1) AVD環境基本使用料  
月額920,000円
  - (2) AVD環境稼働使用料  
日額4,000円
  - (3) NW振り分け装置使用料  
月額250,000円
  - (4) 運用管理業務委託料  
月額200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
特命随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号による。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月20日  
福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
令和7年度共用サーバ利用システム再構築業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県未来創造部DX推進課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年3月27日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所  
共同コンピュータ株式会社  
福井県福井市月見5丁目4-4
- 5 落札金額  
69,590,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
特命随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号による。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定に基づき、令和7年度福井県登録販売者試験（以下「試験」という。）を実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月20日  
福井県知事 杉本 達治

- 1 試験日時  
令和7年8月23日（土）  
正午から午後4時45分まで
- 2 試験場所  
福井大学 松岡キャンパス  
吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
- 3 試験方法

## 筆記試験

### 4 試験項目

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

### 5 受験申請書の配布

#### (1) 配布期間

令和7年5月20日(火)から同年6月16日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日および祝日は除く。)

#### (2) 配布場所

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課および県健康福祉センターの窓口。  
なお、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページからダウンロード可能。

また、受験申請書の請求を郵送によって行う場合は、郵便番号および宛先を明記した角2号の返信用封筒に180円切手(速達希望は480円切手)を貼って同封すること。

### 6 受験手続

試験を受けようとする者は、受験申請書(用紙の大きさは日本産業規格A4とする。)に次に掲げる写真を添えて、県内に在住する者(福井市を除く。)は、当該住所を管轄する県健康福祉センターに、福井市に在住する者は、県福井健康福祉センターに、県外在住者は福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課に提出すること。郵送により提出する場合には、必ず簡易書留または書留郵便によること。

上記の手続きによらず、電子申請により受験申請する場合には、福井県電子申請サービスにより申請すること。

#### (1) 写真 1葉

(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の縦の長さ6cm、横の長さ4cmの大きさで、裏面に氏名および生年月日を記載し、受験申請書の所定の欄に貼付すること。電子申請においては、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の写真を電子申請時に添付ファイルとして提出すること。)

### 7 受験手数料

受験手数料13,000円を、下記の(1)、(2)のいずれかの方法により納付すること。  
ただし、電子申請による場合には、(1)により納付すること。

- (1) 福井県手数料納付システムによる納付。なお、発番された申込番号は、受験申請書に記載すること。また、電子申請においては、電子申請時に入力すること。
- (2) 各県健康福祉センターの窓口でキャッシュレス決済による納付。

### 8 受験申請の受付期間

令和7年6月2日(月)から同年6月16日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日および祝日は除く。)とし、郵送による場合は、令和7年6月16日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請においては、令和7年6月2日(月)午前8時30分から同年6月16日(月)午後5時15分までとする。

### 9 合格者の発表

令和7年10月7日(火)午前10時から同年10月21日(火)の期間、合格者の受験番号を福井県庁1階の掲示板および県健康福祉センターの掲示板に掲示するほか、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

### 10 その他

受験手続その他試験に関する問合せは、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課(福井市大手3丁目17-1 電話0776-20-0347)または県健康福祉センター宛てに行うこと。(対応時間は土曜日、日曜日および祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで。)

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
全身用超伝導型磁気共鳴画像診断装置(MRI)保守業務委託(その1) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室  
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年3月25日
- 4 落札者の名称および住所  
株式会社ミタス  
福井県福井市問屋町4丁目901番地
- 5 落札金額  
1,925,000円(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和7年2月4日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
全身超伝導型磁気共鳴画像診断装置（MRI）保守業務委託（その2） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室  
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年3月25日
- 4 落札者の名称および住所  
株式会社ミタス  
福井県福井市問屋町4丁目901番地
- 5 落札金額  
2,288,000円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和7年2月4日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
全自動血球分析保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室  
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年3月25日
- 4 落札者の名称および住所

株式会社ミタス  
福井県福井市問屋町4丁目901番地

- 5 落札金額  
737,000円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和7年2月4日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
ゲンキー森田店  
福井県福井市森田北東部土地区画整理事業地区内22街区
- 2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
ゲンキー株式会社  
代表取締役 藤永 賢一  
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
2,718㎡
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
999㎡
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
令和7年4月23日
- 6 変更する理由  
店舗面積が1,000㎡未満になったため。

細呂木北部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所  
理 事 酒井 新一郎 あわら市柿原25-84

〃	嶋崎 光士	〃	指中46-7
〃	坂本 忠行	〃	蓮ヶ浦21-19
〃	坂東 治	〃	滝36-8
〃	西郡 善治	〃	滝36-55
〃	藤田 幸久	〃	柿原42-33
〃	堀井 柳一	〃	坂口4-20
〃	木村 雅宏	〃	蓮ヶ浦20-8
〃	杉田 和夫	〃	蓮ヶ浦29-7
〃	飯塚 寛登	〃	細呂木25-6
〃	服部 功	〃	細呂木30-3-1
〃	清水 義和	〃	橋屋25-35
〃	山口 光治	あわらし樋山25-71	
〃	酒本 勝	〃	指中34-43
〃	伊藤 和弘	〃	指中16-16
〃	小坂 勇吉	〃	沢17-48
監 事	有房 榮嗣	〃	沢23-6
〃	坂本 修	〃	滝46-8
〃	丸谷 浩二	〃	細呂木26-24
〃	川寄 豊	〃	堀江十楽27-7

細呂木北部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
理 事	嶋崎 光士	あわらし指中46-7
〃	酒井 新一郎	〃 柿原25-84
〃	坂本 忠行	〃 蓮ヶ浦21-19
〃	山口 元樹	〃 滝22-57
〃	糠山 秀雄	〃 滝18-11
〃	佐藤 英美	〃 柿原38-10
〃	杉田 範和	〃 蓮ヶ浦57-5
〃	木村 雅宏	〃 蓮ヶ浦20-8
〃	杉田 和夫	〃 蓮ヶ浦29-7
〃	山口 博士	〃 細呂木23-1-2
〃	服部 功	〃 細呂木30-3-1

〃	清水 義和	〃	橋屋25-35
〃	高井 一信	あわらし樋山22-2	
〃	細川 雅	〃	指中34-38
〃	伊藤 和弘	〃	指中16-16
〃	中西 輝夫	〃	沢16-12
監 事	堀川 治夫	〃	柿原42-37
〃	丸谷 浩二	〃	細呂木26-24
〃	見神 明男	〃	指中54-7
〃	川寄 豊	〃	堀江十楽27-7

敦賀市土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
理 事	力野 豊	敦賀市野坂49-1-3
〃	北村 伸治	〃 沓見44-8
〃	瀧澤 和彦	〃 長谷56-5
〃	白川 盛一	〃 沓見64-10
〃	田中 康雄	〃 木崎36-6
〃	田中 幸一郎	〃 原3-26
〃	林 隆一郎	〃 道ノ口6-11
〃	松浦 治和	〃 古田刈69-1208
〃	上原 修一	〃 筋生野51-18
〃	柴田 忍	〃 金山49-15
〃	平川 幸治	〃 山泉14-13
〃	澤田 秀雄	〃 葉原98-17
〃	岨本 拓哉	〃 奥野17-5
監 事	小串 喜久雄	〃 野坂32-4
〃	前田 敏晴	〃 山泉33-11
〃	佐竹 克己	美浜町麻生25-10

敦賀市土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治	
役員名 氏 名	住 所
理 事 力野 豊	敦賀市野坂49-1-3
〃 浅野 好一	〃 沓見69-19-1
〃 砂合 肇	〃 原3-14
〃 白川 盛一	〃 沓見64-10
〃 高橋 守	〃 木崎58-3
〃 林 隆一郎	〃 道ノ口6-11
〃 松浦 治和	〃 古田刈69-1208
〃 笹山 豊志	〃 野坂24-3-2
〃 上原 修一	〃 筋生野51-18
〃 柴田 忍	〃 金山49-15
〃 前田 敏晴	〃 山泉33-11
〃 岬本 拓哉	〃 奥野17-5
〃 角本 幸夫	〃 葉原92-38
監 事 谷口 哲夫	〃 長谷3-8
〃 南光 勝見	〃 山泉7-13-2
〃 佐竹 克己	美浜町麻生25-10

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、令和7年3月31日に国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称  
国土地理院
- 2 作業の種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 3 作業の期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 作業の地域  
福井県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、令和7年3月31日に国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月20日

- | 福井県知事 杉本 達治 |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| 1           | 測量計画機関の名称<br>国土地理院              |
| 2           | 作業の種類<br>基本測量（空中写真撮影）           |
| 3           | 作業の期間<br>令和6年9月25日から令和7年3月31日まで |
| 4           | 作業の地域<br>福井市、あわら市、坂井市、永平寺町      |

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月20日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量  
除雪ドーザ（14t級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県土木部道路保全課  
福井市大手3丁目17-1
- 3 落札者を決定した日  
令和7年3月24日
- 4 落札者の名称および住所  
コマツサービスエース株式会社  
福井市主計中町13-7
- 5 契約金額  
23,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和7年2月4日

## 選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月20日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

(政党の支部)

(法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
令和7年4月18日	国民民主党福井県参議院選挙区第1総支部	山中 俊祐	川畑 孝治	福井市中央1-19-17	参議院議員	○

(その他の政治団体)

(法第19条の7第1項第1号および第2号に係る国会議員関係政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
令和7年4月22日	山中しゅんすけ後援会	山中 俊祐	玉川 喜一郎	福井市中央1-19-17	参議院議員	山中 俊祐 参議院議員

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和7年3月18日	岩本克己後援会	泉原 善雄	泉原 功	三方上中郡若狭町三方45-2-1
令和7年3月31日	見澤勇三後援会	見澤 勇三	見澤 勇三	あわら市二面39-22
令和7年4月1日	野沢ゆき後援会	野沢 裕希	野沢 裕希	あわら市山十楽11-11
令和7年4月7日	家上雅之後援会	家上 雅之	家上 雅之	あわら市滝27-35
令和7年4月11日	高しまえみこ後援会	高嶋 英巳子	高嶋 英巳子	あわら市横垣41-40
令和7年4月16日	白崎まさよし後援会	白崎 雅義	白崎 真紀子	あわら市大溝2-18-14
令和7年4月18日	中垣内えりか後援会	中垣内 えり香	渡邊 加代子	あわら市熊坂58-20

令和7年 4月21日	南良一後援会	南 良一	南 浩美	あわら市花乃杜4-1 -23
令和7年 4月21日	たきなみ宏文河合地区 後援会	加藤 英樹	加藤 久明男	福井市川合鷺塚町49 -2-1

**福井県選挙管理委員会告示第59号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出について、政治団体から訂正の届出があったので、政治団体の設立の届出（令和6年福井県選挙管理委員会告示第91号）の一部を次のとおり訂正する。

令和7年5月20日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

福井県農政連高浜町支部の会計責任者の氏名の欄中、「大塚 康夫」を「大塚 弥寿男」に改める。

**福井県選挙管理委員会告示第60号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月20日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

異動 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和6年 9月1日	福井県私鉄交通 政策研究会	竹内 秀和	代表者	竹内 秀和	大久保 和彦
令和7年 2月1日	山崎正昭後援会 昭翔会	河瀬 善勝	主たる事務 所の所在地	敦賀市木崎1 1-11-9	敦賀市相生町 21-17
令和7年 2月3日	熊谷勸信後援会	小堀 勇一	代表者	小堀 勇一	松村 弘行
			会計責任者	吉田 節	上野 宗吉
令和7年 3月1日	森ゆきつぐ後援会	坂野 彰	代表者	坂野 彰	赤尾 政治
令和7年 3月20日	青柳篤始後援会	土岐 良一	代表者	土岐 良一	安田 俊雄

			会計責任者	青柳 比呂子	青柳 薫始
令和7年 3月21日	空よしひで後援会	山田 善宣	会計責任者	空 英美	神崎 日出男
令和7年 3月27日	自由民主党福井県 経済強靱化支部	山本 建	代表者	山本 建	山本 拓
令和7年 3月29日	立憲民主党福井県 総支部連合会	辻 英之	代表者	辻 英之	三田村 輝士
令和7年 4月1日	新しい越前市を創 る会	山田 賢一	主たる事務 所の所在地	越前市赤坂町 48-15	越前市堀川町 2-14
令和7年 4月1日	国民民主党福井県 総支部連合会	川合 孝典	主たる事務 所の所在地	福井市中央1 -19-17	福井市門前2 -1213
令和7年 4月1日	全国旅館政治連盟 福井県支部	土田 耕一	会計責任者	酒井 めぐみ	永田 三菜子
令和7年 4月1日	のだ哲生後援会	野田 哲生	会計責任者	田中 昭仁	米村 義夫
令和7年 4月1日	福井県民社協会	糺谷 好晃	主たる事務 所の所在地	福井市中央1 -19-17	福井市門前2 -1213
令和7年 4月1日	山田賢一後援会	池端 幸彦	主たる事務 所の所在地	越前市赤坂町 48-15	越前市堀川町 2-14
令和7年 4月1日	立憲民主党福井県 第2区総支部	辻 英之	主たる事務 所の所在地	越前市国高2 -44-2	越前市余川町 31-11

**福井県選挙管理委員会告示第61号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出について、政治団体から訂正の届出があったので、政治団体の届出事項の異動に係る届出（令和6年福井県選挙管理委員会告示第46号）の一部を次のとおり訂正する。

令和7年5月20日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

福井県農政連南条支部の会計責任者に係る異動内容の新的欄中、「高橋 俊之」を「高橋 敏之」に改める。

**福井県選挙管理委員会告示第62号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月20日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和6年12月31日	稲田朋美衆地区後援会	村嶋 哲郎
令和7年2月28日	福井県農政連二州支部	呉林 堅
令和7年3月31日	竹内和順後援会	吉田 清隆

### 福井県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月20日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

指 定 年月日	資金管理団体 の届出をした者 (代表者)の氏名	届出をした者に 係る公職の種類	資金管理団体 の 名 称	主たる事務所の所在地
令和7年 3月27日	見澤 勇三	あわら市議会議員	見澤勇三後 援会	あわら市二面39-22
令和7年 4月18日	山中 俊祐	参議院議員	山中しゅんす け後援会	福井市中央1-19-17
令和7年 4月20日	南 良一	あわら市議会議員	南良一後援会	あわら市花乃杜4-1-23

### 福井県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月20日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

異 動 年月日	資金管理団体 の届出をした 者の氏名	資金管理団体 の 名 称	異 動 事 項	異 動 内 容	
				新	旧
令和7年 4月1日	山田 賢一	新しい越前市を 創る会	主たる事務所 の所在地	越前市赤坂町 48-15	越前市堀川町 2-14

## 公立大学法人福井県立大学公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則（平成31年公立大学法人福井県立大学細則第2号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年5月20日

公立大学法人福井県立大学

理事長 窪田 裕行

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称および数量  
事務用端末一式
- (2) 業務内容  
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限  
令和7年10月8日
- (4) 納入場所  
公立大学法人福井県立大学  
永平寺キャンパス 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1  
小浜キャンパス 福井県小浜市学園町1-1  
あわらキャンパス 福井県あわら市二面88-1  
かつみキャンパス 福井県小浜市堅海49-8-2

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第4条に基づき事務局長が定める競争入札参加の資格を有し、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則（平成31年公立大学法人福井県立大学細則第2号）第5条に基づく審査による認定を受けた者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福井県内に、本店、支店、営業所または事業所がある者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその

<p>支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者</p> <p>イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者</p> <p>ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者</p> <p>エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者</p> <p>オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>3 入札説明書等の交付</p> <p>(1) 入札説明書等は、本学ホームページで公開する。</p> <p>(2) この入札に関する問合せ先 〒910-1195 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1 公立大学法人福井県立大学財務課 電話 0776-61-6000</p> <p>4 資格の確認に関する事項</p> <p>この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 申請書の提出期限 令和7年6月17日(火)16時</p> <p>(2) 提出方法 持参または郵送すること(郵送の場合は提出期限必着とする。)</p> <p>(3) 提出先 3(2)と同様とする。</p> <p>5 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時</p> <p>(1) 入札書の提出方法 当日持参または事前郵送すること(郵送の場合は提出期限必着とする。)</p> <p>(2) 入札書を事前郵送する場合は次のとおりとする。</p> <p>ア 提出期間 競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月2日(水)16時まで(提出期限必着とする。)</p> <p>イ 提出先 3(2)と同様とする。</p>	<p>(3) 入札および開札の場所ならびに日時</p> <p>ア 場所 公立大学法人福井県立大学 永平寺キャンパス本部棟3階大会議室</p> <p>イ 日時 令和7年7月3日(木)9時</p> <p>6 入札方法に関する事項</p> <p>落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>7 落札者の決定に関する事項</p> <p>この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 入札保証金および契約保証金 公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。</p> <p>(2) 入札の無効 公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。</p> <p>(3) 契約書作成の要否 要</p> <p>(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。</p> <p>(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。</p> <p>9 Summary</p> <p>(1) Items to be procured: Complete set of office terminals</p> <p>(2) Date and time of bidding: 9:00A.M.3rd of July 2025</p> <p>(3) Delivery period: October 8, 2025</p> <p>(4) Contact point for the notice:</p>
--	--

Finance Division, Fukui Prefectural University, 4-1-1, Matsuokakenjoujima,  
Eiheiji town, Yoshida county, Fukui prefecture, 910-1195 Japan  
TEL 0776-61-6000

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則（平成31年公立大学法人福井県立大学細則第2号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年5月20日

公立大学法人福井県立大学  
理事長 窪田 裕行

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
令和7年度教員端末一式（賃貸借）
- (2) 契約内容  
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間  
令和7年10月1日から令和13年9月30日まで（72か月）
- (4) 納入場所  
入札説明書等による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第4条に基づき事務局長が定める競争入札参加の資格を有し、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則（平成31年公立大学法人福井県立大学細則第2号）第5条に基づく審査による認定を受けた者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に関する業務を実施する体制等を有すると認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 3 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等は、本学ホームページで公開する。
- (2) この入札に関する問合せ先  
〒910-1195  
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1  
公立大学法人福井県立大学財務課  
電話 0776-61-6000

#### 4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書の提出期限  
令和7年6月17日（火）16時
- (2) 提出方法  
持参または郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。
- (3) 提出先  
3(2)と同様とする。

#### 5 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時

- (1) 入札書の提出方法  
当日持参または事前郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。
- (2) 入札書を事前郵送する場合は次のとおりとする。
  - ア 提出期間  
競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月2日（水）16時まで（提出期限必着とする。）。
  - イ 提出先  
3(2)と同様とする。
- (3) 入札および開札の場所ならびに日時
  - ア 場所  
公立大学法人福井県立大学 永平寺キャンパス本部棟3階大会議室

イ 日時

令和7年7月3日（木）9時30分

6 入札方法に関する事項

- (1) 入札書に記載する金額は、6年間の見積金額を72で除した額の110分の100に相当する額とすること。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金および契約保証金  
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。
- (2) 入札の無効  
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置  
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。  
イ アにより、警察署に届け出たときはその旨を速やかに本学に報告すること。
- (5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

9 Summary

- (1) Type of service to be leased :  
Personal computers for the teaching staff
- (2) Date and time of bidding:  
9:30A.M.3rd of July 2025
- (3) Period of Contract:  
From 1st October 2025 to 30th September 2031
- (4) Contact point for the notice:  
Finance Division, Fukui Prefectural University, 4-1-1, Matsuokakenjoujima,

Eiheiji town, Yoshida county, Fukui prefecture, 910-1195 Japan

TEL 0776-61-6000